

平成15年2月18日

弁護士任官の推進について

最高裁判所事務総局

1 平成14年度の弁護士任官の状況

- ・ 判事4名，判事補1名

任官者の経験年数，配属庁等について

- ・ 経験年数30年(裁判官経験有)，名古屋高裁民事部配属
 - ・ 経験年数14年，広島高裁民事部配属
 - ・ 経験年数6年，東京地裁民事部配属
 - ・ 経験年数25年，東京地裁民事部配属
 - ・ 経験年数20年(裁判官経験有)，福岡高裁民事部配属
- ・ なお，平成15年4月期に判事4名の任官が内定。

2 平成14年度に実施した弁護士任官推進のための措置

(1) 弁護士任官者に対する研修の充実

- ・ 司法研修所において，平成14年4月，任官後1年程度までの弁護士任官者(7人)を対象にして，1週間の集中的な導入研修を実施(資料1)。平成9年から開始。研修参加者等から意見，要望を聴取しながら，その内容を改善。
- ・ 司法研修所における，経験年数に応じて同期が全員参加する研修及び担当分野別の研究会については，従来から他の裁判官と同様に参加してもらっているが，平成14年度から，対象者になっていない研修の一部についても，希望により参加の機会を付与。
- ・ 司法研修所で裁判官の自己研さんを支援するために作成しているビデオ教材を弁護士任官者が視聴できるようにすることにより，職務への円滑な導入を支援。
- ・ 今後とも，弁護士任官者の意見，要望を聴取しつつ，早期に裁判官の職務に習熟できるように，OJT，OFF・JT双方の面から，工夫，配慮していく方針。

(2) 弁護士任官者の配置の在り方等の工夫・改善

- ・ 平成14年度の任官者の配置状況は上記1のとおり。
- ・ 裁判官としての技量，心構え等は，基本的には，日々の執務を通じて修得されるもの。弁護士としての活動と，裁判官としての職務との間には相当の隔たりがあるので，裁判官としての職務に習熟するためには，任官後しばらくの時期にどのような職務を担当するかが重要な問題。
- ・ このような観点から，本人の希望，弁護士としての経験の内容，受入庁の実情等を考慮して，任官当初の配置を決定。これまでの実績では，概ね 地裁民事保全部等への配置， 高裁民事部への配置， 地裁民事通常部への配置， 家裁家事部への配置等の工夫。

(3) いわゆる非常勤裁判官制度の導入

- ・ 日弁連との間で，平成14年8月23日，調停事件の分野においていわゆる非常勤裁判官制度の創設に向けて協力することを合意。この制度を創設するため，民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法案が今通常国会に提出される見込み。
- ・ この制度の導入は，弁護士任官の推進のための有力な方策になるものと期待。裁判所としては，法制化され次第できるだけ早く実行できるように，その実行に向けた準備を進める所存。

(4) 弁護士任官推進のための日弁連との協議・連携

- ・ 「弁護士任官等に関する協議会」における協議を継続。
- ・ 弁護士任官の推進等をテーマにした日弁連主催の第19回司法シンポジウム（平成14年11月15日開催）に，最高裁事務総局総務局長がパネリストとして参加し，弁護士任官の推進に向けた日弁連の取組みに協力。

3 今後の方針

- ・ 国民から負託された職責を十全に果たしていくためには，裁判官の給源の多様化・多元化を図っていく必要。そのための方策として，弁護士からの任官を積極的に推進していくことが重要。
- ・ また，弁護士任官の推進は，特例判事補の段階的解消を始めとする判事補制度の改革，判事の大幅な増員や，裁判官の専門性の確保等の人的基盤の整備を実現するための基礎。
- ・ ここ15年間の弁護士任官の実績は，年平均4名弱（資料2～4）。上記要

請に応え得る優れた人材を多数確保することが課題。優れた人材がより多く裁判官を希望するように、今後とも、更に弁護士任官推進のための環境整備に努めるとともに、日弁連と連携、協力しつつ、弁護士任官の推進に積極的に取り組む所存。